

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7 月 1 日
【報告者の名称】	東福製粉株式会社
【報告者の所在地】	福岡県福岡市中央区那の津四丁目 9 番20号
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市中央区那の津四丁目 9 番20号
【電話番号】	092 (781) 1661 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 中路 節
【縦覧に供する場所】	東福製粉株式会社 (福岡県福岡市中央区那の津四丁目 9 番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 日本製粉株式会社
所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年6月13日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」又は「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同する旨を決議するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び内容

(ア) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に上場している当社株式2,263,000株（当社が平成26年5月15日に提出した第92期第2四半期報告書（以下「第92期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年3月31日現在の発行済株式総数10,000,000株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）22.63%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じとします。）を所有し、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、公開買付者は、平成26年6月13日開催の取締役会において、当社を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを行うことを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、公開買付者が当社を連結子会社化することを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を2,837,000株（株式所有割合28.37%）としているとのことです。なお、本公開買付けにより当該2,837,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式（5,100,000株）の株式所有割合は51.00%であり、公開買付者及び特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）及び当社を除きます。）が所有することとなる当社株式（6,142,960株）の株式所有割合は最大で61.43%となるとのことです。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（2,837,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,837,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

(イ) 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

公開買付者並びに公開買付者の子会社及び関連会社（以下「公開買付者グループ」といいます。）は、製粉事業をコアビジネスにして、プレミックスなどの食品素材事業、パスタや家庭用グロッサリーなどの加工食品事業、冷凍生地や冷凍パスタなどの冷凍食品事業、弁当や惣菜を扱うデリカ事業と、食品事業を幅広く展開しております。さらに、健康食品や自然化粧品などのヘルスケア事業、ペットケア事業、バイオ関連事業を含め、各事業を有機的に連携させた多角化、海外事業の拡大を目指したグローバル化により、グループ事業の拡大を図っております。

公開買付者グループは、平成14年4月以降、5次にわたる中期経営計画において、存在感のある多角的でグローバルな食品企業グループを目指し、事業構造の改革と業容拡大による収益基盤の強化に取り組みました。その結果、平成13年度と平成25年度との比較で、連結売上高は、2,079億円から2,871億円へ、連結営業利益は、38億円から108億円へと大きく伸長し、持続的な成長への道筋をつけることができました。

しかしながら、今日の食品業界では、販売競争の激化、食の安全・安心に対する消費者の関心の一層の高まり、食品原材料の安定確保の困難化、関連諸制度の変更など、対処すべき課題は山積しております。そのため、公開買付者は、公開買付者グループを取り巻く事業環境は、楽観できるものではなく、今後さらに厳しくなるものと想定しております。

こうしたなか、公開買付者グループは、先行き不透明な事業環境に鑑み、中期的な経営計画に代えて、これまでの基本施策、すなわち、「ローコストオペレーションの一層の推進」、「事業構造・事業ポートフォリオの再検証」及び「グループ全体最適経営の強化」を踏襲した単年度の経営基盤強化方針により、グループ事業全体の基盤強化を図ることとしました。

一方、当社は、小麦粉、ミックス粉などの小麦その他農産物を原料とする物品の製造及び販売を主な事業の内容とし、また麺類、穀類など商品の仕入、販売などの事業を行っております。当社は、「安全・安心のある製品の提供」「顧客に喜んで頂ける情報及び品質の提供」「お客様にご満足頂ける製品の製造及び管理」をモットーに、さらに新規顧客の開拓や企業の多角化と適正利潤の確保を目指すことを経営の基本方針に据えて事業に取り組み、地盤とする九州を中心として、製粉業界では一定の地位を築き上げて参りました。

しかしながら、製粉業界におきましては、原材料価格や電力料金などのコストが上昇する一方、消費者の節約・低価格志向を背景として販売競争が激化するなど、企業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、業界再編の機運も高まっております。このことは、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます。）についても例外ではなく、激しく変化する環境に適合した展開を図ることが必要になっております。

公開買付者グループとしては、かかる状況のもと、先に述べた三つの基本施策を土台にして、事業基盤の強化を図っております。また、当社グループにおいても、収益力の強化を目指し、様々な改革に取り組んでおります。

両社の協力関係を強化するために、公開買付者は、段階的に対象者の普通株式を取得してきております。具体的には、まず、平成15年7月に相対取引で550,000株（発行済株式総数に対する割合5.50%）を取得したほか、当社と公開買付者が平成19年10月に業務提携基本契約を締結した際には、東京証券取引所ToSTNeT市場において、1,100,000株（発行済株式総数に対する割合11.00%）を取得し、所有株式数を1,799,000株（発行済株式総数に対する割合17.99%）としております。さらに、平成20年11月には、東京証券取引所ToSTNeT市場において、201,000株（発行済株式総数に対する割合2.01%）を取得し、所有株式数を2,000,000株（発行済株式総数に対する割合20.00%）とすることにより、当社を公開買付者の持分法適用関連会社といたしました。直近では、平成26年3月に、東京証券取引所ToSTNeT市場において、140,000株（発行済株式総数に対する割合1.40%）を取得し、本書提出日現在の所有株式数は2,263,000株（発行済株式総数に対する割合22.63%）となっております。

両社間では、これまでに開発・調達・製造・販売及び物流の各分野において、各種施策の検討・実施を進めており、平成19年10月には業務提携基本契約を締結しました。また、公開買付者から当社に対して、平成19年12月に取締役を、平成20年10月に技術顧問を派遣し、その他必要に応じて資金の提供（当社による借入）などを行っております。

しかしながら、両社を取り巻く事業環境は益々厳しさを増していることから、両社は、双方の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を融合し、その有効活用を加速させることにより、企業価値のさらなる向上に資するための施策を早期に実施することが急務であるとの判断で一致しております。

公開買付者及び当社においては、これまで実務担当者レベルで事業上の協力関係を構築し、相互に補完して事業を進めて参りましたが、さらに両社の事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用にまで踏み込んで、様々な分野において従来以上の事業シナジーを実現させるための施策の検討を進めております。このような状況のなか、公開買付者及び当社は、世界的な小麦相場の高騰や、外国産小麦の売り渡し制度の変更、将来的な少子高齢化の進行等による製粉事業を取り巻く昨今の厳しい事業環境に鑑み、将来に向けてお互いに連携した一層の企業競争力強化が急務と判断いたしました。また、製粉業界における業界再編の機運も高まっていることから、平成26年4月頃より両社間で検討を開始し、その後協議を進めてきた結果、両社が同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力しながら迅速な事業推進につとめることが、両社の企業価値の向上につながるとの共通認識に至りました。

なお、公開買付者及び当社は、事業シナジーを実現させ、より一層の企業価値向上を図るための具体的な施策として、以下のものが考えられると判断しております。

開発戦略

- 公開買付者及び当社は、それぞれが多種にわたる商品を開発しておりますが、重複するところが少なくないのが現状です。両社の持つノウハウ・特許・人材等の開発資源を有効に活用することで、商品開発のスピードアップやコスト削減が期待できます。
- 当社は昭和7年の創業以来、九州地域に拠点を構え、一貫して地域に根ざした原料調達・製造・販売を続けてまいりました。具体的には、九州は地場生産の小麦が多く、それを活用した地域性ある小麦粉・麺などの開発・製造・販売が挙げられます。また、80年を超える営業活動を通して、地域のお客さまと深い信頼関係が構築されております。このような地場優位性を経営資源として両社で最大活用して企業価値を高めてまいります。

調達戦略

- 公開買付者福岡工場と当社は近くに立地しており、製造する商品にも類似性があります。したがって商品製造に使用する資材類を共同購入することで、規模のメリットをこれまで以上に活かし、調達コストの低減化を実現することが可能となります。
- 九州地域は、小麦の一大産地であり、当社は創業以来、生産者と強い関係を持ち、これらを主原料として事業活動を展開してまいりました。今後は、この当社が持つ原料調達面での強みを両社で共有することが可能になります。

製造戦略

- 両社の全体的生産性向上を目的として、共同製造計画のもとで相互の商品製造を融通しあい、製造切替時に発生する手間や半製品のロス等を削減することが期待できます。
- 両社の製造ノウハウを活用し、公開買付者が当社の製造体制見直しを支援して製造コストの低減を図ります。

販売戦略

- 両社がそれぞれ得意とするお客様への販売活動に関わる資源を集中させる等、これまで以上に踏み込んだ販売協力により、相互に顧客層を拡大できると考えます。
- 当社の九州地域に根ざした地場販売力を活用し、九州地域での販売シェアの拡大を図ります。

物流戦略

- 共同配送による配送ロットの大型化や、保管場所の集約等により、重複している物流コストの低減が期待できます。

当社としては、当社が公開買付者の連結子会社となることで、以上のように公開買付者及び当社の間で進めている開発、調達、製造、販売及び物流における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けが今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至りました。

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け後の経営方針については、本公開買付け成立後も、当社グループが、現在の事業戦略を引き続き継続するとともに、公開買付者との連携をさらに深め、両社の企業価値向上に資する施策を協力して推進していくことを想定しているとのことです。

また公開買付者は、当社が今後も継続して発展していくためには、当社独自の企業文化、経営の自主性などを保持しつつ、新たな課題に取り組んでいくことが重要であると認識しており、本公開買付け実施後も、現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えているとのことです。

当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるＦＡソリューションズ株式会社（以下「ＦＡソリューションズ」といいます。）より取得した当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）及び公開買付者から独立した当社顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である林法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成26年6月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をいたしました。また、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、上記当社取締役会においては、ＦＡソリューションズより取得した当社株式価値算定書に照らせば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は妥当であると考えられるものの、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議いたしました。

また、上記当社取締役会では、当社監査役3名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明いたしました。

なお、本公開買付けに関する上記の意見等については、平成26年6月13日開催の当社取締役会において、当社取締役全3名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない1名を除く取締役2名の全員一致により決議いたしました。すなわち、当社取締役のうち、池井一海氏は公開買付者の顧問を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加しておりません。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるF Aソリューションズに対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、F Aソリューションズは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

F Aソリューションズは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はF Aソリューションズから平成26年6月12日に当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社はF Aソリューションズから、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 100円～110円
類似会社比較法 : 114円～137円
DCF法 : 89円～157円

市場株価法では、平成26年6月12日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値100円、直近1ヶ月間の終値単純平均値100円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値106円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値110円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、100円から110円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、114円から137円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成26年9月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、89円から157円までと分析しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込みにおいて大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは、公開買付者との業務提携の推進による生産数量の増加に伴う製造効率の向上並びに小麦粉、ミックス粉及び乾麺類等商品の販売強化による増益を見込んでいるためです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所に上場しております。本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限（2,837,000株）を設定しておりますので、本公開買付け後の、公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で5,100,000株（株式所有割合：51.00%）にとどまる予定であり、公開買付者及び特別関係者（ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。）の当社株式の所有株式数は、最大で6,142,960株（株式所有割合：61.43%）にとどまる予定です。ただし、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第601条に規定される上場廃止基準（以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。）のうち、株主数が、上場会社の事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき、時価総額が10億円未満である場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に10億円以上とならないとき、その他の東京証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となります。当社株式が東京証券取引所において上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。また、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、福岡証券取引所における株券上場廃止基準等第2条に規定される上場廃止基準（以下「福岡証券取引所上場廃止基準」といいます。）のうち、株主数（大株主上位10名（明らかに固定的所有でないとして認められる株式を所有する者を除く。）及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。）が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき、上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他福岡証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に

福岡証券取引所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、福岡証券取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあっては、福岡証券取引所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき、その他の福岡証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となります。当社株式が福岡証券取引所において上場廃止となった場合には、当社株式は福岡証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、当社株式が東京証券取引所上場廃止基準又は福岡証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し検討したうえで、当社株式の上場維持に向けた方策を実行する予定とのことであり、当社も同様の意向です。なお、公開買付者によれば、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件について、現在決定している事項はないとのことです。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは、現時点で予定していないとのことです。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、当社と対応方針を協議する予定であるとのことですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得する具体的な予定はないとのことです。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者及び当社は、公開買付者が当社株式2,263,000株(株式所有割合22.63%)を所有して当社を持分法適用関連会社としている状況等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。))に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。))の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成26年6月13日に当社の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。))を取得したとのことです。なお、公開買付者は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法: 100円～110円

類似会社比較法: 130円～135円

DCF法: 80円～180円

市場株価平均法では、平成26年6月12日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値100円、直近5営業日の終値単純平均値100円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値100円、直近3ヶ月間の終値単純平均値106円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値110円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、100円から110円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、130円から135円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成26年9月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、80円から180円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法の前提とした当社の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益又は減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、主として競争環境の激化を原因とする粗利率の減少による減益と、ミックス粉、乾麺類の関連加工品の販売強化及び公開買付者との業務提携による業務の拡大による増益並びに当社が平成26年5月9日に公表した「賃貸借契約解除による業績に及ぼす影響について」に記載された一時的な賃貸収入の減少及びその後の賃貸収入の回復に伴う増減益の効果を見込んでいるためとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年6月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり161円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり161円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年6月12日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値100円に対して61.00%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成26年6月12日までの直近5営業日の終値単純平均値100円に対して61.00%、平成26年6月12日までの直近1ヶ月の終値単純平均値100円に対して61.00%、平成26年6月12日までの直近3ヶ月の終値単純平均値106円に対して51.89%及び平成26年6月12日までの直近6ヶ月の終値単純平均値110円に対して46.36%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。また、本書提出日の前営業日である平成26年6月30日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値157円に対して2.55%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。

なお、公開買付者は、平成22年2月に当社株式123,000株（株式所有割合1.23%）を1株78円で、平成26年3月に当社株式140,000株（株式所有割合1.40%）を1株111円で市場取得しており、かかる取得価格は本公開買付価格より83円又は50円低い金額となりますが、これは、市場での取引であるため、プレミアムが付された本公開買付価格とは異なっております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてFAソリューションズを選定し、平成26年6月12日付で、当社株式価値算定書を取得いたしました。株式価値算定書の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

当社における公開買付者から独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者から独立した当社顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である林法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けに関する意見等については、平成26年6月13日開催の当社取締役会において、当社取締役全3名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない1名を除く取締役2名の全員一致により決議しております。すなわち、当社取締役のうち、池井一海氏は公開買付者の顧問を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において当社との協議及び交渉に参加しておりません。

なお、当社は、当社が公開買付者の連結子会社となることで、公開買付者及び当社の間で進めている開発、調達、製造、販売及び物流における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けが今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至りました。

当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるFAソリューションズより取得した当社株式価値算定書、並びに公開買付者から独立した当社顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である林法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成26年6月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をいたしました。また、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、上記当社取締役会においては、FAソリューションズより取得した当社株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、当社株主の皆様が

本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議いたしました。

また、上記当社取締役会では、当社監査役3名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明いたしました。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
野上 英一	代表取締役社長		1,009,251	1,009
池井 一海	常務取締役		3,811	3
山口 雄治	取締役		17,528	17
野中 嘉章	監査役（常勤）		16,182	16
計	4名		1,046,772	1,045

（注１） 所有株式数及び議決権数は提出日現在のもです。

（注２） 所有株式数及び議決権の数には、本書提出日現在の当社の役員持株会における持分に相当する当社株式の数（小数点以下切捨て）及び当社株式に係る議決権の数を含めております。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上